

第 21 回高知県子ども・子育て支援会議の概要

1 日程及び主な議題

日時：令和 6 年 2 月 5 日（水） 13:30～15:30

場所：高知県立文学館 ホール

【 議事内容 】

- ・第 2 期高知県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況について
- ・高知県こども計画の策定について

2 会議の概要(委員からの主な意見)

事務局説明:幼児期の学校教育・保育の充実

資 料:【資料1-1～2-2】

○委員

資料 1 - 1 の「現状・課題」の記載について、「温度差がある」「理解が十分でない園がある」という表現がありますが、その判断基準について、どのようなものか教えてください。

<幼保支援課>

判定の基準として言い切れるものではないですが、指針や要領に基づく保育・教育を進めていただきたいと考えております。そのため、例えば、園内研修の実施のお願いをしていくなかで、なかなか積極的に取り組むまでにはいたっていない所などもございます。そうした状況について、記載したものとなっております。

○委員

基準がはっきりしないなかで、我々（園）がということ、判定するのはいかなるものかと思えます。そういう意味では、こういうふうには不足があるというよりは、今後さらに進めていくといった表現の方がよいのではないかと思います。ちょっと乱暴すぎる言い方ではないかなと感じます。もし、該当する園があるとするならば、一体、何に基づいて判断されているのかということになってしまうのではないかと懸念がありますので、ご質問させていただきました。

<幼保支援課>

書き方もしっかり考えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員

取り組みの成果が期待された以上にまだ行き届いていないとか、そうした趣旨で書かれているのかなと思いました。ただ、確かに立場が変われば、何による決定でといったそうした誤解を招く恐れもありますので。書き方について、工夫していただければと思います。

<幼保支援課>

承知いたしました。

○委員

資料1-1「2. 保幼小の円滑な連携・接続の推進」についてです。

私どもも3年間モデル事業として取り組ませていただきました。取り組んでみて、改めて本当に重要なことだったとよく分かりました。今までのような、単発的な交流ではなく、連続性のある学校との交流会、研修会、それから共有するカリキュラム。円滑な小学校への入学に、とても重要な取り組みだと感じました。これを進めるにあたっては、本当に3年間、県の方、市の方含めて、行政の力なしでは、この校区の繋がりが実現しなかったと実感しております。資料の「市町村の主体的な取組を促す施策」にもありますが、私たちも、3年間のモデル期間は終わったとはいえ、継続しなければいけない大切な今後の取組です。高知市がとても一生懸命、協力してくださってますし、県も本当にご尽力いただいているので、高知市との連携強化事業、ぜひやっていただきたいなというふうに感じます。

次に、資料1-2の課題についてです。

「働きやすい職場づくり」に関して、処遇改善に係る事務などの業務負担、それから不適切保育と2点書かれています。今保育の現場では、本当に業務が多岐に渡り、先生たちがとても苦勞しています。もっと具体的に、保護者対策で大変なことであるとか、ペーパーワークの多さとか、病児保育など、今いろいろと要求されている保育現場で、働きやすい職場づくりと直結する問題は、たくさんあると思います。事務処理や不適切保育だけではなく、現場の声をもっと聞いていただきたいです。若い方々が、保育の仕事に希望を持ってできるように、対策を考えていただきたいです。また、社会的に、保育士は、今本当に大変な評価をいろいろとされていて、現場の先生たちは、保育士はすごく社会的に評価が低いよねという感覚です。不適切保育の報道もそうですし。ですからもっと、魅力ある、やりがいのある、こんなに楽しい職場だということを発信すべきだと思います。こういったところについても、もぜひ力を入れていただきたいです。

<幼保支援課>

モデル校区の取組の成果については、全県下にお示しができているところです。ありがとうございます。今後また高知市と連携をしながら広げていきたいと思っておりますし、しっかりと市町村に力添えをいただけるようお願いをしております。

働きやすい職場づくりについて、委員のご指摘のとおり、この資料に書き切れていない要素もございます。そういった所に関しましても、現場の声をお聞きしながら引き続き取り組んでまいります。

○委員

国公立幼稚園会では、幼保支援課の先生方に、アドバイザー事業で来ていただいて、園内研修を進めています。アドバイザー事業を活用されていた他の園と自分の園を比べたら、保育の質について、もっと頑張れるんじゃないかと感じる場所があり、令和6年度から初めて県のアドバイザー事業を活用させていただいています。年5回、同じアドバイザーに来ていただいています。先生方が、園全体で、みんなで協力して質を向上しようと取り組んでいて、自分の保育を向上することが、こどもたちに返るんだと、本当に熱い思いの中で、アドバイザーの先生に来ていただいてやっています。自分たちではなかなか学びきれないところを県の先生方が一緒に考えてくださり、一緒に悩んでくださいます。本当にこの1年間有り難かったです。ありがとうございます。今19園ありますが、来年度には1園減るということで、みんなで危機感を持って、取り組んでいます。

○委員

資料1-1「3. 親育ち支援」についてです。

現状・課題に関しまして、教育・保育の施設の整備も充実していき、そして保育料も無料化になったということで、私たち保護者が、施設に対して依存しすぎているんじゃないかということソフトに書かれているんだと思います。そういった点で、我々も問題を感じており、保幼小中高のPTA大会、私立幼稚園PTA大会でも、親との触れ合い、家庭教育、躰といったことを目的に、教育委員会のご支援をいただきながら独自の啓蒙活動を行っております。来年度もいろいろな啓発事業をしていただけるということですが、我々自身もそんな活動しているということをご紹介し、ご意見に代えさせていただきます。

事務局説明:第3節 地域における子育て支援(法定13事業)

資料:【資料3】【資料7-1】【資料7-2】【参考資料4-2】

○委員

資料の作り込みについて、県側の報告のベースに応じて、一つ一つの資料をまとめるなど工夫をしてほしいです。

妊婦健康診査について、妊娠11週以下での妊娠届率は94.4%、20週以降の届け出率が0.94%となっていますが、それらを足しても100%にはなりません。数字をどのように理解すれば良いのか教えていただきたいです。

<子育て支援課>

資料については新規事業もあり、新規事業をこども計画の別添として作っている関係で、見づらいものとなり、申し訳ありませんでした。今後の会議資料の作り込みに関しては検討のうえ、資料を作成してまいります。

妊娠届出率については、11週以下では94.4%、11週以降に(妊娠12~19週、20週以降の届出も含め)届出をされた方は5.6%ですので、併せて100%となります。そうしたなか、20週以降に出された方は0.94%ということです。

○委員

妊娠しても届出をずっと出していない方が、いらっしゃるということでしょうか。(妊婦等包括相談支援事業のKPIに関して)、妊娠中の面談実施率100%というのは達成できるのかなと思いました。

<子育て支援課>

令和5年度においては、分娩後に妊娠届をお出しになった方が2人と、届出をされていない方が一定数いらっしゃるのが実態です。妊娠20週までに妊婦のみなさん全員に妊娠届を出していただけるよう、100%の面談実施を目指していくということで目標を掲げております。

○委員

母子健康手帳をもらわず、14回の健診も受けずに、悩まれたり困っている方がいるということが大きな問題ではないかと思います。そのあたりのフォローをどうしていくかが気になるところです。

<事務局>

子ども家庭課が、資料5-1の説明時に、令和7年度の取り組み「(1)児童虐待の発生予防・早期発生」のなかで、「予期せぬ妊娠や困難を抱える妊産婦等に対する相談支援体制の

強化（居宅支援等）」をご説明した。

市町村ではなく、民間のところに相談窓口を設け、悩みを抱えている妊産婦がよりアクセスしやすい環境を整備する事業で、誰にも言えないまま出産するということがないように支援を行っていくこととしております。

○委員

病児保育事業について、公立の保育所や幼稚園でもされていますでしょうか。

<幼保支援課>

公立でも実施されているところがあります。

○委員

0歳児保育のある園では、看護師を配置するよう努めるということですが、看護師がいなくてできない事業ですよ。

<幼保支援課>

病児保育となりますと、看護師に加えて、感染防止のためのスペースを構えることも必要になります。

事務局説明：「第1節 高知版ネウボラの推進」「第4節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援」「第5節 仕事と家庭生活の両立支援」について
資料：【資料4】～【資料6-2】

○委員

資料5-2、児童養護施設を退所された方への支援についてです。

児童養護施設を小規模化、多機能化しようと書かれていますが、今ある施設をそうしようということでしょうか。

<子ども家庭課>

はい、そうです。これまでは20人程度で生活していたところを、例えば施設のなかを区分して、4人～6人を1グループとしたり、また、地域の中で別の居住場所を確保し、できるだけ家庭に近い少人数で生活をする形を施設においても進めていこうとしています。

○委員

小規模化というのは、5～6人単位ぐらいまでということなんですね。

ありがとうございます。

もう1つ。「(4) ケアリーバーに対する自立支援体制の強化」で、居室支援が記載されています。高校を卒業すると、施設を出て行かないといけませんが、さまざまな困難があるということで、そうした人たちが児童養護施設の空いた部屋で過ごせるというものでしょうか。

<子ども家庭課>

一時的なものでして、1日から2日ぐらい。どこにも帰れない時に滞在できるような形にするのがこの拠点です。

委員がおっしゃられた、高校を卒業してからも支援が必要な方については、例えば児童養護施設の生活援助事業として、施設で生活ができる事業を設けております。年齢で区切って、それ以降の年齢ではもう支援を受けられないということがないよう、法改正によって、取組が進められています。

○委員

社会的養護自立支援拠点というのは、今ある児童養護施設ではなくて、別の住宅などを構えるということでしょうか。

<子ども家庭課>

社会的養護自立支援拠点は児童養護施設のことではなく、社会福祉法人が設置している事業になります。拠点は1ヶ所、にじいろステーションというところがあります。

居室支援は、社会的養護自立支援拠点が、1～2泊できるような場所を借り上げ提供するということです。

○委員

若い世代へのプレコンセプションケアはすごく重要だと思っています。妊娠前の若い時からの継続が必要だと思うので、できれば学校教育の現場と連携していただきたいです。周知や啓発だけではなく、教育として継続して関わるという視点が必要ではないかと感じています。

産後ケア事業は、利用率が上昇していますが、高知県の場合、高知市に施設が集中しているといった偏在化の問題があります。中山間地域で利用される方がいらっしゃることを考慮すると、どこにいても使えるサービスにしないと、住んでる場所によって受けられるサービス、質が変わってきてしまうということになります。そうしたところを考えていただきたいです。

私自身も地域子育て支援サークルを主催していますが、サークルがあることによって、住民参加型の子育て支援を、母子、地域の人たちに意識付けできると思います。今は、0歳児から保育、幼稚園で預けられる体制が整っているということで、お母さん達の就業が非常に早くなっています。このため、サークルの継続性について、土日でも開催できる支援があれば良いなと感じます。

資料5-3、発達障害に関することです。乳幼児期については、保育や幼稚園の時にはある程度、十分な関わりやフォローアップがあります。しかし、小学生になると、フォローアップの部分が学校教育に任されてしまうこと、情緒障害特別支援学級の児童が多くて十分な支援を受けられない子ども達が多くなっている実情があります。また、子どもに対するケアは資料にも書かれていますが、保護者の相談窓口がなかなか無くて、保護者のみなさんが非常に困っている現状もあると思いますので、そうしたところも取り組んでいただきたいと思います。

<子育て支援課>

プレコンセプションケアについて、委員のおっしゃる通り学校教育と連携することは、非常に望ましい形だと考えます。プレコンセプションケア自体、あまり耳馴染みのない言葉でもありますし、不妊治療も、以前は特別なものという見方をされていましたが、今や一般的になってきています。社会に周知をして理解を深めていただくように取り組みたいと考えていますが、そのやり方については、慎重に配慮しながら進めていくべきだという受け止めもしています。来年度の取組としましては、1つは相談窓口を作るということ、もう1つはSNS等を使って、少しずつ理解していただくところから始めていこうとしております。学校教育との連携についても、思春期の性教育等とも関わってくる話です。どういう形でさらに広げていけるかは、十分に考えていきたいと思っています。

産後ケア事業は、施設型は高知市に集中しており、大豊町などから市内に受けに来られているという話も耳にしておりますし、県としても課題意識を持っております。今年取り組んだ

ことの1つは、通所型で市町村が直営で産後ケア事業をしているところがありますので、そのやり方を学ぶ調査をしました。それから、産後ケアになじみのない地域の方に、産後ケアを体験していただいています。ちょうど今日も安芸市の方で、やっております。非常に評判が良く、利用希望者が多いのでお断りするのにも苦慮している状況です。今年度に調査した成果を、来年度は各市町村に展開してまいります。宿泊型よりは通所型の方が早く取りかかれると思っています。各福祉保健所管内に1つぐらいは、そういったところができるような形を目指したいと思います。

また、子育てサークルの支援につきましては、住民参加型の部分で実際に地域で子育て支援活動されてる方との連携は重要であると認識しております。活動に対しては、独自の助成制度を設けており、継続する予定です。また、来年は、この住民参加型をさらに広げていくために、支援センターの職員や地域で活動されてる方がネットワークを築けるような交流の場を作っていこうと考えています。またご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

<障害福祉課>

相談支援に関しまして、療育福祉センターでは発達障害者支援センターを設け、専門相談を行っております。また、地域の福祉保健所で主催する相談会などもございます。通常の子育て相談のなかでもご相談いただけるよう、発達障害についての理解を深め、支援者の養成にも取り組んでまいります。小学校に上がった時のフォローに関しましては、市町村の方で、保健、医療、福祉、教育が連携できる体制づくりについて、昨年策定した「障害福祉計画」において目標として掲げ、取り組んでいくこととしています。また、障害福祉サービスにおいては、保育園だけでなく小学校でも先生方と情報共有しながら支援を行う保育所等訪問支援というサービスもあります。こうした連携を大切にしながら、支援にあたる事業所の人材育成の研修のなかでもしっかり伝えてまいりたいと考えております。

○委員

ワークライフバランスについてです。

私立幼稚園の立場から申しますと、こどもが0歳から11時間、園で過ごしているという実情がございます。ワークライフバランス認証企業数は増えているが、男性の取得率はあまり芳しくなく、女性の管理職の登用は増えてきているという状況です。

男性が家事や育児に関わるのが少ない状況のなかで女性が管理職になっていくと、働き方改革が進まなければ、ますます、こどもや家庭がなごりになるという理解でよろしいでしょうか。

小さいこどものアタッチメント、愛着ということを見ると、こどものそばに居ることだけで十分なのです。こどものそばに居ること、そばに居るから安心して、そこから旅立って行ける。こどもが自分でやる時間が増えて、自立に繋がっていくということがあります。男性に、(家事・育児に関して)何かしないといけないと言うのは得策ではないように思います。それよりも、こどものそばに居ること、話を聞いてあげるだけで、こども達の育ちに非常に大きな影響を与えたいと思います。

もう1度、こどもの側に立ったところから考えていただきたいです。

高知県で就業時間8時間に対して、3時間程度の通勤をして通わずような会社・組織がどれだけあるのか。その辺を考えた時、こどもを園に11時間いっぱい預けて、さらに居残りをさせるよりも、もう少し家庭において、家族と一緒に過ごせる時間を増やすこと。特別な何かをするということではなく、こどもと一緒に過ごす時間の大切さについて、もう

少し推進していただければと思います。

私どもの方でも働き方改革で、職員が早く帰らなければいけなくなってしまうえば、施設でこどもを見るということが、非常に難しい問題になります。ワークライフバランス認証企業に学校法人なども対象となるというご説明もありましたが、そうすると、ますます、こどもを見る園も職員が不足し、ご家庭でもこどもを見ないといった状況になり、一体、こどもは誰が見るのかという問題も出てきます。ぜひ簡単なところから始めていただいて。

本当に、こどものそばに居るだけで良いのだということです。

こどもの願いや思いが叶うような社会にするために、こどもが何を考えているかについて、こどもの話を聞いてあげるということを、非常に大事にさせていただきたいというお願いと提言です。

<雇用労働政策課>

まさに、委員のご発言のとおりでございます。

男性が育休を取得して、こどものそばにいる時間を長く作るというところに、力を入れて取り組もうとしております。調査結果では、育休を取得する男性の数そのものは徐々に増えていきます。しかし、短い期間しか育休を取得していないという傾向もございます。

男性に、長期間の育休を取得していただき、こどものそばにいてもらえるよう、企業側にインセンティブを感じてもらえる制度をつくろうと考えております。

委員のご指摘を踏まえて取り組んでまいりたいと思います。

○委員

とある園長先生から以前お聞きした話です。父親に対して、「こどもに、休日に何をしたいか」を聞くと、遊びに連れて行きたい場所などがすぐ出てくる。その一方、こどもに対して「何が楽しかったか」を聞くと、「お父さんと家の近くでサッカーした」といった回答が返ってきたそうです。結構、父親とこどもの思いには乖離があったということをお聞きしました。特別なことでなくても、一緒に過ごすことを求めているのだと思います。親とこどもの気持ちのずれを少しずつすり寄せて、こどもの成長に関わり、家族全員に幸せを感じられる意識が浸透すれば良いなと感じました。

事務局説明：高知県こども計画の策定について

資 料：【資料8-1～8-3】【参考資料4-1】【参考資料4-2】

令和6年度末の策定を予定している高知県こども計画について、子ども・子育て支援事業支援計画の包含や計画構成等について説明した。

閉会

会議の議事は、高知県子ども・子育て支援会議設置条例第6条第4項に基づき、過半数の賛成によって決することとなっている。

出席した10名の委員全員が「異議なし」と発言し、すべての議事は議決され会議終了。